60才からでも支給　どの年金とも通算

国民年金法大巾に改正

このたび国民年金法が大巾に改正され、本年四月一日にさかのぼって施行されることになりました。その主なものは次のとおりです。

一、福祉年金関係

(1) 老令・母子・障害等の福祉年金受給権者に対する所得制限が緩和されたこと、従来は、本人の年間所得が十三万円を超えると、その年は一時支給を停止されたが、十三万円に義務教育終了前の子、孫等が同一生計をしている場合は、その一人につき三万円を加えた額以内ならば停止されない。

(2) 母子年金　従来は二十五才以上の子があれば支給されないのが、二十五才以上の子があっても、その子が年間五十万円以内の所得であれば差しつかいない。

(3) 準母子年金の制定　夫のない祖母が孫を、夫のない姉が弟妹を養育している場合は、母子年金に準じて年金を支給する。

(4) 未支給年金の支給　受給者が、受けるべき金額を受けないで死亡した場合はその遺族に未支給分を支給する。

二、きょ出年金関係

(1) 死亡一時金の支給　三年以上保険料を納入した者が死亡した場合にその遺族に、年数に応じて、三千円以上五万二千円までの範囲内で一時金を支給する。

(2) 年金の繰り上げ支給　老令年金は六十五才から支給することになっているが、本人の希望によって六十才からも支給する。

(3) 準母子年金の支給（福祉年金と同じ）

(4) 受給資格期間の短縮　母子・準母子・障害・遺児年金の受給資格は一年に短縮された。（今までは三年以上保険料を納入しなければ年金を受けられないのが、一年以上であればよい）

(5) 遺児年金の額の引き上げ。

三、通算年金通則法の創設。

国民年金ができたので、いずれかの年金に加入することになった。今までは官公庁でも会社工場に勤めたものでも年限が足りないために、年金を受けられなかった人が五年以上もあったが、今までに七二百円のもの、この法律ができたので、どの年金とも通算されることになった。例えば市役所をやめて工場へ就職すれば役所の共済年金と工場の厚生年金とつながる。その後、船員になれば船員保険年金ともつながる。船員をやめて、自営業（商店・豆腐屋等を）始めれば、国民年金と通算するから国民年金部が年金（奨給）とりになる。以上はあらましですが詳しいことは市役所の厚生部にお尋ねください。（厚生課）

推奨みやげ品27点

第6回推奨みやげ品審査会

市では、観光みやげ品の育成振興を図るため毎年試作、求評会を開き優良みやげ品の改良、研究につとめていますが、年ともに飛躍し優秀なみやげ品が作り出されています。

本年度も菊まつり行事に合わせて十一月二日開催したところ多数の出品がありましたが審査の結果次のものが新津市推奨みやげ品に認定されました。

■湯の花最中・長粹・さざ餅・松坂まんじゅう　田家屋　一の町

■松の露・あけぼの　旭町　松月

■松坂最中・四季の新津　四ノ町　駿河屋

■新津松坂・新津松坂羊羹・秋葉山・秋葉最中　みのりの秋　駅通り　羽入商店

■竹細編花笠　上山谷　大深花笠製作所

■オルゴール四季の新津　三ノ町　野本時計店

■角兵衛獅子・田舎やき　二ノ町　ひっ越屋

■阿賀の鮎・松の露　西金沢　松坂屋

■ぜんざい最中・玉子もなか　駅通り　高正

■越のふる里・率　清水・松坂最中羊羹・梨羊羹　四ノ町　大阪屋

■新津松坂人形　駅通り　大野琉具店

（商工課）

〝明日をになう身構え〟

女：第二回成人著教育講座もあとわづかで終ります。ことしも新しい成人から男五十名、女八十名が、希望にふくれて参加しました。

女：その顔、顔はいえようもなく楽しみに満ちはつらつとしていて、そして、もうそこに明日をになう〝おとなの身構え〟がはっきりとでていました。

女：明日の郷土、明日の日本はこの人たちによってきっとよりよくなるでしょう。

（写真は受講の新成人者）

父と居ない子に手当

児童扶養手当法制定　一月から支給

母子福祉施策の一環として、このたび児童扶養手当法が制定され、生別等の母子世帯（父と生計を同じくしていない児童）に対して、次のとおり明年一月から児童扶養手当が支給されることになりました。

なお、手当の受給資格者は、その認定に関する証求書と所得の状況に関する届に添付書類を添えて市に提出されることになります。市は提出された書類を受理し、その請求の審査を行ない、これを県に提出することになります。それ以後のことについては母子福祉年金の要領により支給されることになります。

細部についてのことは市社会福祉事務所におたずねください。

児童扶養手当法

児童扶養手当法により母子家庭等がおかれている経済的生活的状態に対する児童の福祉増進をはかるとともに、父と生計を異にしている母等に対し、児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進をはかること。

一、制定の目的

母子家庭等がおかれている経済的生活的状態に対する児童の福祉増進をはかるとともに、父と生計を異にしている母等に対し、児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進をはかること。

二、内容の要点

(1) 支給要件

父母が婚姻を解消したのち、父と生計を異にする児童、父が死亡した児童、父が廃疾である児童等であって、義務教育終了前のものを母が監護している場合及び母がなくしているその他の者が養育している場合に支給することと。

(2) 母等に対する支給　給付額は、児童の数により公的年金を受けていないときは支給しないこと。

(3) 母又はその他の受給資格者が、前年に対して十三万円（児童ひとりにつき三万円を加算する）をこえる所得を有した児童は支給しないこと。

(4) 母又はその他の受給資格者の扶養義務者が、前年に対して、一千二百円、三人の場合は一千二百円、三人の場合は一千二百円に三人以上のひとりにつき二百円を加算した額とすること。

3、支払い期日

児童扶養手当の支払いは一月・五月・九月に行なうこと。

三、手続き

手続きの細部は、直接担当していただくこと。

用紙その他も福祉事務所で準備しております。（福祉事務所）

保険料収納成績79%　三月までに完納を

十月一日現在の保険料の収納成績は七九・四%で昨年の十月にくらべて約七・五%下廻っており、このままでは医療費の支払いにも差支えるようになりますので、滞納保険料の一掃に何卒のご協力をお願いします。

なお保険料を三ヶ月以上滞納しますと、報奨金も交付されることになっております。所得税の申告において今年の一月分から十二月分までの保険料納入分は所得から控除されることになっております。

例年のことでありますが年度末の三月頃は会計整理期である四、五月の滞納整理の際において相当額の滞納を有しており如何に努力しても完納することが出来ず、やむを得ず滞納処分を受ける例が多くあります。年度末までに未だ相当の期間のある現在、速かに納入計画をたてられ三月までに必ず完納されるようご協力方お願いいたします。（保険課）

被保険者の移動や申請には印鑑を持って

保険課へ被保険者の移動及び療養費の申請等のおいでの際は、必ず印鑑と被保険者証を持参して下さい。（保険課）

一人では八百円

支給は1月・5月・9月に

(4) 母又はその他の受給資格者の扶養義務者が、他の者が養育している場合に支給することと。

(2) 母等に対する支給　給付額は、児童の数により公的年金を受けていないときは支給しないこと。

3、支払い期日

児童扶養手当の支払いは一月・五月・九月に行なうこと。

三、手続き

手続きの細部は、直接担当していただくこと。

用紙その他も福祉事務所で準備しております。（福祉事務所）

自衛官第4次募集　能力に応じ昇進の道も

1月25日まで受け付け

〇採用予定人員

二等陸士　約九千五百名

二等海士　約二千九百名

二等空士　約二千九百名

〇応募資格

昭和37年1月1日現在で十八才以上二十五才未満の日本国籍の男子で、中学校卒業程度の学力を有する者（昭和19年4月2日から昭和19年4月1日までの間に生れた者）

〇受け付け期間

昭和36年11月10日から昭和37年1月25日まで

受け付期間が過ぎても地方連絡部又は各試験場で当日直接受け付けします。

〇志願手続き

市役所又は市連絡部から志願票を受取り所要事項を記入して市役所の受付に提出して下さい。

試験場は、本人の希望により新潟市、新発田市勤務の自衛隊に隊外通学（定時制高校）等により教養を向上させ地位の向上に努力できるようになっています。（総務課）

なれますが、試験日については直接本人宛通知されます。

〇試験科目

学科試験・国語・数学・社会・身体検査・口述試験で、学科試験は中学卒業程度の学力について行なう筆記試験で、試験は一日で全部終ります。

〇採用後の待遇

隊員はすべて公務員となり、停職まで国家が身分を保障しています。

なお、勤務に精励する隊員には能力に応じた昇進の道がひらかれ、昇任試験による曹・幹部にも任用され防衛大学校をその他の受験も出来るようになっています。

（別表をご覧下さい）

また勉学に志す隊員は

〇昭和36年11月10日より昭和37年1月31日まで試験は右の期間内で行

〇採用後の昇任と希望にみたした進路

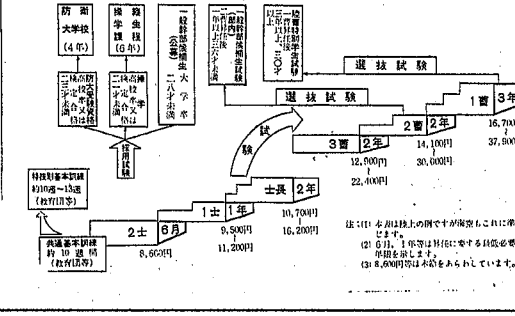

〔別表〕

注：(1) 本表は独上の例ですが海空もこれに準じます。
(2) 6月、1年等は月任に要する訓練必要年限を示します。
(3) 8,600円等は本給を示しています。